

難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について

平成30年9月

法務省入国管理局

1 “更なる見直し”～就労・在留制限措置の対象の拡大～①

更なる見直しのポイント

- ◆初回申請では、振分け期間(2月を超えない期間)を設け、振分け結果を速やかに在留資格上の措置に反映。
- ◆庇護が必要な者に対する更なる配慮。
難民該当性が高い者及び人道配慮の必要性が高い者には、判明した時点で速やかに、「特定活動・6月(就労可)」を付与し更なる配慮。
- ◆濫用・誤用的な申請への厳格な対応。
 - ・初回申請でも難民条約上の迫害事由に該当しない事情を申し立てる者や、再申請者(難民該当性が高い者及び人道配慮の必要性が高い者は除く。)は、**在留制限**。
 - ・在留制限をしない場合でも、本来の在留資格(技能実習、留学など)に該当する活動(在留活動)を行わなくなった後に申請した者や、出国準備期間中に申請した者は、**就労制限**。この場合の在留期間は、3月(従前の6月から短縮)。
- ◆平成30年1月15日以降の申請者に適用。

更なる見直しの具体的内容

運用の更なる見直し前

現行

	運用の更なる見直し前	現行
在留制限	条約外事由を申し立てて2回目の申請を行った者	条約外事由を申し立てる者(初回申請)
	正当な理由なく3回以上の申請を行った者	再申請者(A案件を除く)
就労制限	生計維持能力のある者	生計維持能力のある者
	正当な理由なく2回目の申請を行った者	在留活動を行わなくなった後に申請した者(初回申請) 出国準備期間を付与された後に申請した者(初回申請)
迅速処理	条約外事由を申し立てる申請	条約外事由を申し立てる申請
	正当な理由のない複数回申請	再申請
		在留活動を行わなくなった後の申請 出国準備期間を付与された後の申請

2 “更なる見直し”～就労・在留制限措置の対象の拡大～②

在留資格「特定活動(難民認定申請者用)」の運用の推移

●平成22年3月の見直し(難民認定申請から6月経過した者について、それまで個別に就労の必要性を判断していたところ、生活の安定のため、希望があれば一律に就労を許可。)

初回申請	申請から6月以内:「特定活動・6月(就労不可)」を付与 申請から6月経過後:「特定活動・6月(就労可)」を付与	再申請	「特定活動・6月(就労可)」

●平成27年9月の見直し(案件の事前振分けを行うとともに、分類に応じて、再申請者の一部について就労制限(就労不可の在留資格を付与)・在留制限(在留資格を付与しない)を実施。)

- 【振分けの分類】
 A案件: 難民条約上の難民である可能性が高い案件、又は、本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する案件
 B案件: 難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件※
 C案件: 再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件※
 D案件: 上記以外の案件
 ※人道配慮の必要性を検討する必要がある場合はD案件とする。

初回申請	分類	振分け後	再申請	分類	振分け後
	A	申請から6月以内:「特定活動・6月(就労不可)」 申請から6月経過後:「特定活動・6月(就労可)」		A	「特定活動・6月(就労可)」
	B	申請から6月経過後:「特定活動・6月(就労可)」		-	-
	-	-		C	就労制限(正当な理由なく2回目の申請をした者):「特定活動・6月(就労不可)」 在留制限(正当な理由なく3回以上の申請をした者/条約外事由を申し立てて2回目の申請をした者)
	D	申請から6月以内:「特定活動・6月(就労不可)」 申請から6月経過後:「特定活動・6月(就労可)」		D	「特定活動・6月(就労可)」

●今回の見直し(初回申請者にも分類に応じて、就労制限・在留制限を実施。再申請者は基本的に在留制限を実施。)

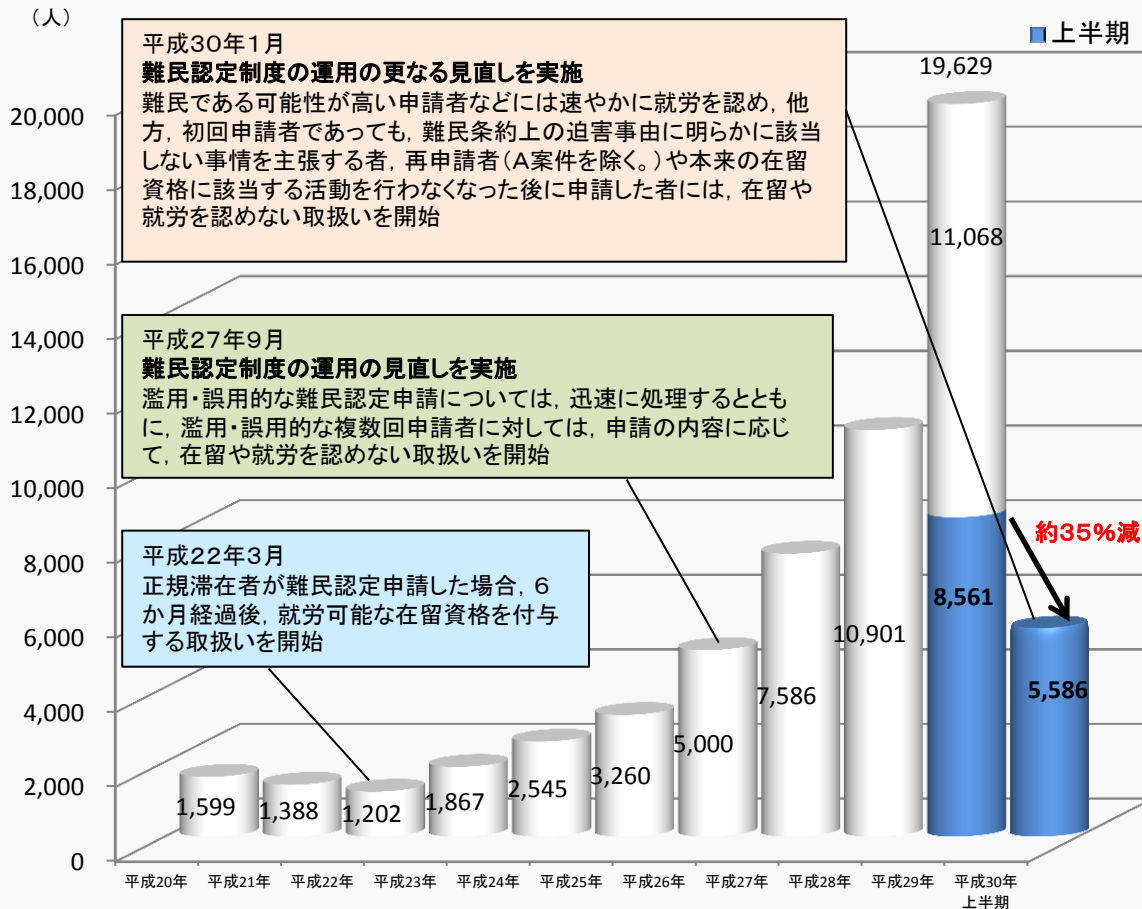
初回申請	振分け期間	分類	振分け後	再申請	振分け期間	分類	振分け後
	・2月を超えない期間(振分け期間が必要な場合) ・就労不可	A	「A案件」判明後、速やかに「特定活動・6月(就労可)」を付与		・2月を超えない期間 ・就労不可 ※	A	「A案件」判明後、速やかに「特定活動・6月(就労可)」を付与
		B	在留制限		在留制限	-	-
		-	-			C	在留制限
D	就労制限なし: 申請等から6月以内:「特定活動・3月(就労不可)」※ 申請等から6月経過後:「特定活動・6月(就労可)」 就労制限(本来の在留活動を行わなくなった後に申請した者/出国準備期間を付与された後に申請した者):「特定活動・3月(就労不可)」	D	在留制限				

※6月から3月に短縮。

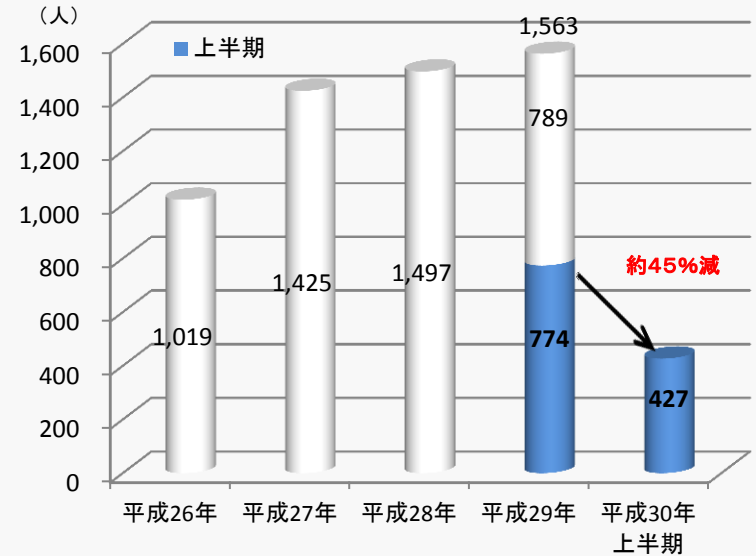
※本国情勢等の著しい変化の有無の観点から、受付時に判断する。

- 難民認定申請数は、近年は毎年、対前年比で約50%増と急増し、平成29年には対前年比で約80%増の19,629人と過去最高を記録したが、平成30年上半期の申請数は5,586人となり、前年同期の8,561人と比べて2,975人減(約35%減)と大幅に減少。
- 上半期の申請数としては、平成22年以来、8年ぶりの減少。
- 再申請数も平成30年上半期は427人となり、前年同期の774人と比べて347人(約45%)減少。

難民認定申請数の推移



複数回申請数の推移



複数回申請の回数別の内訳

	H30上半期	複数回申請者の国籍の内訳	
		回数	国籍
初回	5,159	4回目	トルコ, ミャンマー, ナイジェリア, パキスタン, ネパール, ベルー, 中国
複数回	427		
2回目	357		
3回目	48		
4回目	19		
5回目	3	5回目	トルコ, ミャンマー
総数	5,586		

4 国籍別 難民認定申請数の推移

- 平成30年上半期の申請数につき、上位10か国は、前年と同じ。
- 平成30年上半期の上位5か国(申請総数の約57%を占める。)をみると、
 - ・ フィリピン、ベトナム、スリランカが対前年同期比で約60%前後の急減。インドネシアも、対前年同期比で約29%の減少。
 - ・ 他方、ネパールは、対前年同期比で約18%の増加。

順位	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年 上半期		対前年 上半期比
1	ネパール	1,291	ネパール	1,768	インドネシア	1,829	フィリピン	4,895	ネパール	859(730)	18%増 ↑
2	トルコ	845	インドネシア	969	ネパール	1,451	ベトナム	3,116	フィリピン	783(1,770)	56%減 ↓
3	スリランカ	485	トルコ	926	フィリピン	1,412	スリランカ	2,226	インドネシア	596(834)	29%減 ↓
4	ミャンマー	435	ミャンマー	808	トルコ	1,143	インドネシア	2,038	ベトナム	493(1,338)	63%減 ↓
5	ベトナム	294	ベトナム	574	ベトナム	1,072	ネパール	1,451	スリランカ	423(1,125)	62%減 ↓
6	バングラデシュ	284	スリランカ	469	スリランカ	938	トルコ	1,195	カンボジア	371(216)	72%増 ↑
7	インド	225	フィリピン	299	ミャンマー	650	ミャンマー	962	インド	342(295)	16%増 ↑
8	パキスタン	212	パキスタン	295	インド	470	カンボジア	772	パキスタン	338(202)	67%増 ↑
9	タイ	136	バングラデシュ	244	カンボジア	318	インド	601	トルコ	258(698)	63%減 ↓
10	ナイジェリア	86	インド	229	パキスタン	289	パキスタン	469	ミャンマー	241(571)	58%減 ↓
11	フィリピン	82	中国	167	バングラデシュ	242	バングラデシュ	438	バングラデシュ	236(188)	25%増 ↑
12	ガーナ	70	ナイジェリア	154	ガーナ	174	中国	315	中国	216(48)	350%増 ↑
13	カメルーン	70	タイ	83	中国	156	イラン	120	カメルーン	89(23)	287%増 ↑
14	イラン	68	イラン	68	ナイジェリア	108	ガーナ	106	ナイジェリア	51(41)	24%増 ↑
15	中国	55	カメルーン	67	イラン	107	カメルーン	98	タイ	33(24)	38%増 ↑
16	チュニジア	35	カンボジア	67	カメルーン	66	チュニジア	87	チュニジア	30(40)	25%減 ↓
17	ウガンダ	31	ガーナ	50	チュニジア	63	ナイジェリア	77	ウガンダ	26(22)	18%増 ↑
18	セネガル	31	ウガンダ	42	セネガル	45	セネガル	75	ガーナ	26(73)	64%減 ↓
19	アフガニスタン	25	チュニジア	32	ウガンダ	39	ウガンダ	68	イラン	22(59)	63%減 ↓
20	エチオピア	23	コンゴ(民)	24	コンゴ(民)	39	タイ	65	モンゴル	17(38)	29%減 ↓

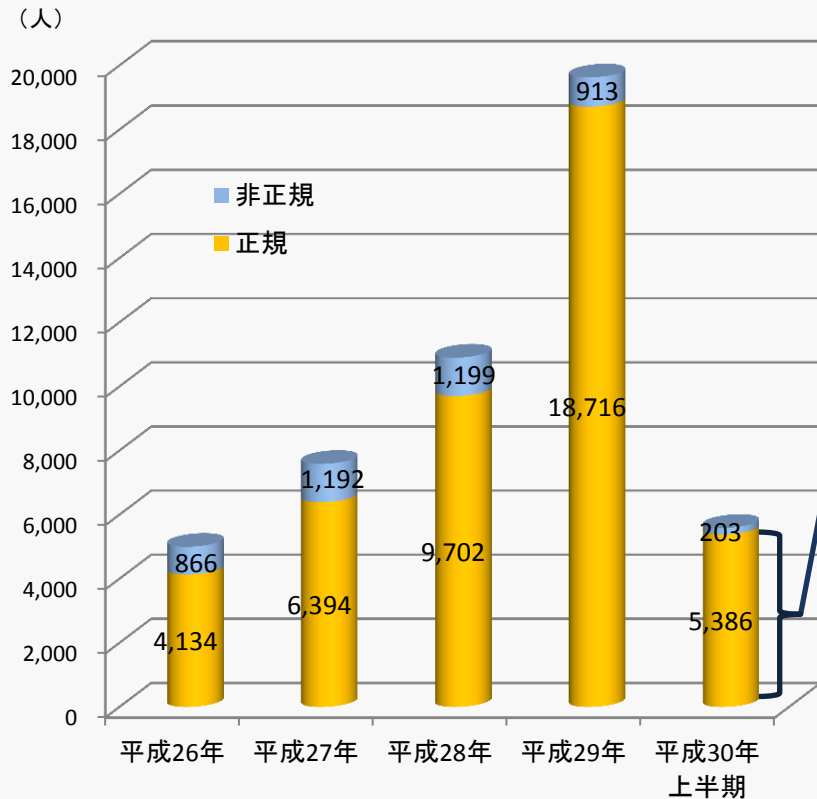
(注) 平成30年の統計は、速報値(概数)である。

()内は前年上半期

5 難民認定申請者の申請時の在留状況

- 難民認定申請全体に占める正規在留者の割合は年々増加しており、平成30年上半期は難民認定申請者の約96%が正規在留中に申請。平成29年(約95%)から1ポイント上昇。
- 平成30年上半期における正規在留者の在留資格の内訳は、「短期滞在」が約62%、「技能実習」が約14%、「特定活動(出国準備期間)」が約8%、「留学」が約6%となっており、これらの在留資格で申請数全体の約90%を占める。

難民認定申請者の申請時の在留状況



難民認定申請者の申請時の在留資格等

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	29年上半期	30年上半期	上半期増減率
総計	5,000	7,586	10,901	19,629	8,561	5,586	-34.8%
正規	4,134 (82.7%)	6,394 (84.3%)	9,702 (89%)	18,716 (95.3%)	8,040 (93.9%)	5,383 (96.4%)	-33.0%
在留資格							
短期滞在	1,813 (36.3%)	2,882 (38.0%)	5,395 (49.5%)	11,323 (57.7%)	4,700 (54.9%)	3,475 (62.2%)	-26.1%
技能実習	414 (8.3%)	731 (9.6%)	1,106 (10.1%)	3,037 (15.5%)	1,216 (14.2%)	764 (13.7%)	-37.2%
留学	699 (14.0%)	1,413 (18.6%)	1,399 (12.8%)	2,036 (10.4%)	1,106 (12.9%)	356 (6.4%)	-67.8%
特定活動 (難民認定申請中)	628	849	784	706	325	153	-52.9%
就労を目的とする 在留資格	83	98	214	146	79	19	-75.9%
その他 ※カッコ内の数値は、特定活動 (出準)となる。	497	421	804 (436)	1,468 (1,019)	614 (385)	616 (446)	0.3% (15.8%)
非正規	866	1,192	1,199	913	521	203	-61.0%

(注1)平成30年の統計は、速報値(概数)である。

(注2)・本統計上、「非正規」は在留許可を有していない者を指す。

・在留資格は、申請者が難民認定申請時に有していた在留資格に基づいて計上している。

・「技能実習」には、平成22年7月1日改正後の入管法施行以前の、「特定活動」の在留資格で技能実習に係る活動を行っていた者を含む。

・「就労を目的とする在留資格」とは、専門的、技術的分野での就労を目的とする在留資格であり、入管法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除くものを指す。

■ 平成29年及び平成30年上半期に地方入国管理局等で受理した難民認定申請案件の振分け状況(割合)は、概ね同様の傾向。

難民認定申請案件の振分け状況

平成29年

・ A案件	14件	(0.1%)
・ B案件	6,128件	(31.2%)
・ C案件	518件	(2.6%)
・ D案件	12,969件	(66.1%)
総数	19,629件	

平成30年上半期

・ A案件	12件	(0.2%)
・ B案件	1,606件	(28.8%)
・ C案件	196件	(3.5%)
・ D案件	3,772件	(67.5%)
総数	5,586件	

振分け割合の対前年増減率

・ A案件	0.1%	増
・ B案件	2.4%	減
・ C案件	0.9%	増
・ D案件	1.4%	増

(参考)

- ・ A案件
難民条約上の難民である可能性が高い案件、又は、本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する案件
- ・ B案件
難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件(人道配慮案件は除く。)
- ・ C案件
再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件(人道配慮案件は除く。)
- ・ D案件
上記以外の案件

(注) 案件の振分けは、地方入国管理局・支局の振分け担当者が申請書の記載内容等により行っている。

- 平成30年上半期における処理数は6,375人であり、前年同期と比べて1,875人増加(約42%)。上半期において、処理数が申請数(5,586人)を上回ったのは、平成23年以来、7年ぶり。
- 取下げ等が急増。取下げ等の後、約84%が出国し、約12%が不法残留中(平成30年7月末時点)。
- 申請数の大幅な減少に伴い、これまで以上に長期未処理案件の処理に注力した結果、平均処理期間が長期化。

処理状況の推移

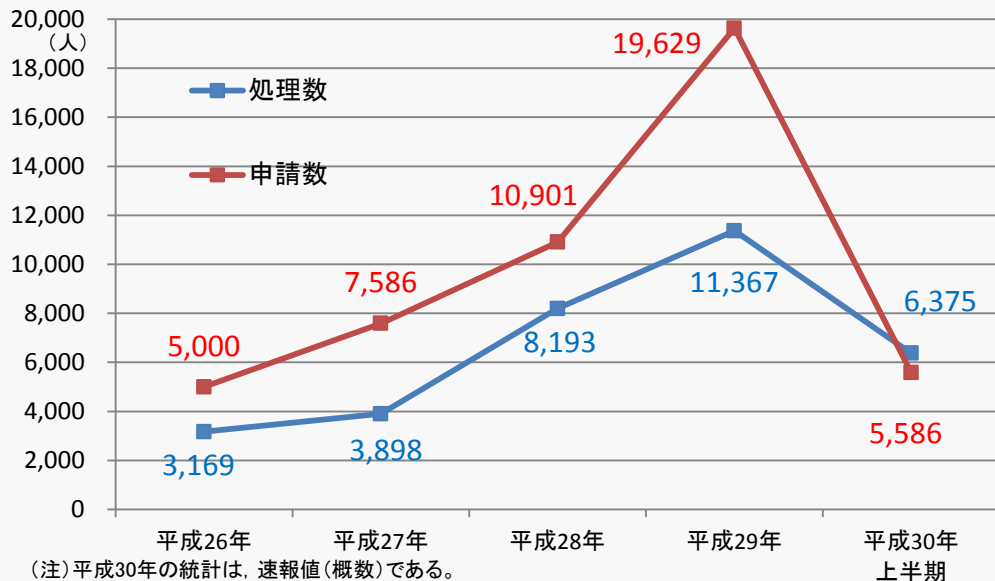
(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	H30年上半期
処理数	3,169	3,898	8,193	11,367	6,375
認定数	6	19	26	19	20
不認定数	2,906	3,411	7,492	9,736	4,904
うち専決	-	-	-	2,475	2,479
取下げ等	257	468	675	1,612	1,451

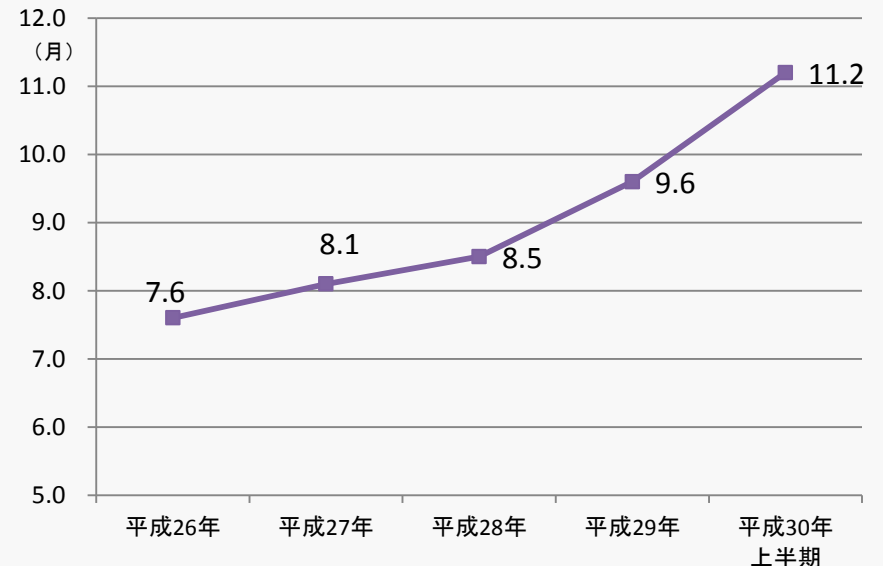
【取下げ等の内訳】

申請を取下げた者が約98%、出国や死亡により終止となった者が約2%となっている。
また、取下げ理由の内訳は、「問題が解決したため」が約55%、「帰国するため」が約43%、「他の在留資格への変更が許可されたため」が約1%となっている。

申請数・処理数の推移



平均処理期間の推移



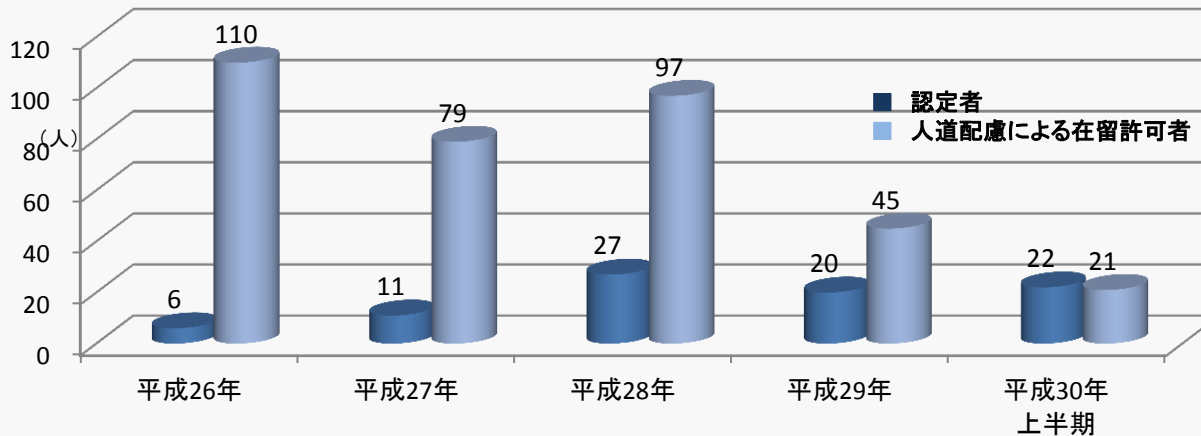
■ 平成30年上半期の難民認定数は22人(うち不服申立て2人), 人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が21人であり, 合計で43人に対し, 我が国での在留を認めた。

難民認定者の国籍別の内訳

H27年		H28年		H29年		H30年上半期	
1	アフガニスタン 6	アフガニスタン 7	エジプト 5	エチオピア 4			
2	エチオピア 3	エチオピア 4	シリア 5	中国 4			
3	シリア 3	エリトリア 3	アフガニスタン 2	シリア 3			
4	その他 15	その他 14	その他 8	その他 11			
	総計 27	総計 28	総計 20	総計 22			

(人)

難民認定数及び人道上の配慮による在留許可数の推移



【人道配慮による在留許可者の内訳】

平成30年上半期	本国情勢等	11人
	その他(日配等)	10人
平成29年	本国情勢等	14人
	その他(日配等)	31人

(注) 平成30年の統計は, 速報値(概数)である。